国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則

平成26年度九大規則第128号制 定:平成27年 3月23日 最終改正:令和 6年 3月30日 (令和5年度九大規則第79号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号以下「準用通則法」という。)第28条第2項の規定に基づき国立大学法人九州大学(以下「本学」という。)の業務方法書に記載する本学の業務の適正を確保するための体制(以下「業務適正確保システム」という。)等について必要な事項を定めるものとする。

(業務適正確保システムの目的)

第2条 業務適正確保システムは、本学の役員(監事を除く。以下同じ。)及び職員が、法人法及 び他の法令並びに本学の規則等(以下「法令等」という。)を遵守しつつ、中期目標に基づき業 務を行い、本学の業務の目標を有効かつ効果的に達成することを目的とする。

(総長の責務)

第3条 総長は、業務適正確保システムにおける業務を総理する。

(業務適正確保統括責任者)

- 第4条 本学に、業務適正確保統括責任者(以下「適確統括責任者」という。)を置き、総長が指 名する理事をもって充てる。
- 2 適確統括責任者は、業務適正確保システムに関する連絡調整を行い、前条に規定する総長の 職務を助ける。

(業務適正確保責任者)

- 第5条 本学に、業務適正確保責任者(以下「適確責任者」という。)を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 理事
 - (2) その他総長が指名する者
- 2 適確責任者は、総長から委任された業務(以下「委任業務」という。)について、業務適正確 保システムを整備・運用し、その課題について必要な措置を講ずる。

(業務適正確保副責任者)

- 第6条 本学に、業務適正確保副責任者(以下「適確副責任者」という。)を置き、委任業務に関係する各学部長、各学府長、各研究院長、基幹教育院長、高等研究院長、各附置研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、病院長、附属図書館長、情報基盤研究開発センター長、各学内共同教育研究センター長及び事務局長をもって充てる。
- 2 適確副責任者は、適確責任者の職務を助け、業務適正確保システムを遂行し、その課題について必要な措置を講ずるとともに、適確責任者に情報を共有する。

(業務適正確保環境の整備)

第7条 適確責任者は、委任業務に係る業務適正確保システムの運用に必要な内部規則、マニュ アル等を整備する。

(リスク評価と対応)

- 第8条 適確責任者は、委任業務の遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、 その結果に基づいて、当該リスクの低減に必要な措置を講ずる。
- 2 適確責任者は、前項の結果等について、適確副責任者その他の関係者に情報を共有する。 (業務適正確保活動)
- 第9条 適確責任者及び適確副責任者は、委任業務が法令等を遵守しつつ遂行されるよう、業務 手順を作成し、業務の意思決定及び執行の過程におけるチェックシステムを構築する。
- 2 適確責任者及び適確副責任者は、委任業務に係る法令等の遵守に関する研修の機会を設け、 役員及び職員の意識向上を図る。

(情報伝達)

- 第10条 適確責任者は、委任業務についての必要な情報が適確責任者及び適確副責任者に確実 に伝達され、適確責任者の指示が職員に確実に伝達されるよう、連絡体制を整備する。 (モニタリング)
- 第11条 適確責任者は、委任業務の進捗状況を継続的に把握し、リスク、課題等に対応する。
- 2 適確責任者は、次に掲げるモニタリングを踏まえ、委任業務に係る業務適正確保システムが 有効に機能していることを定期的に調査・評価し、その結果に基づいて、業務適正確保システムの有効性の向上に努める。
 - (1) 日常的モニタリング
 - (2) 独立的評価
- 3 日常的モニタリングは、役員及び職員の定期的な自己点検、相互牽制、承認手続等により行う。
- 4 独立的評価は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第17条第3項に定める内部 監査により行う。

(情報管理・利用)

第12条 適確責任者は、委任業務に係る情報を適切に管理し、情報漏洩を防止しつつ、情報が 適切に利用されるよう、必要な措置を講ずる。

(重要事項の審議等)

第13条 重大なリスクの管理その他の業務適正確保システムに関する重要事項は、役員会において審議する。

(報告)

第14条 適確統括責任者は、適確責任者に対し、委任業務に係るリスク、当該リスク低減のために講じた措置、その定期的な調査・評価結果及び課題等について年度ごとに報告を求め、取りまとめた結果を、総長に報告する。

(コンプライアンス違反通報窓口)

- 第15条 本学に、法人法又は他の法令若しくは本学の規則等に違反する事実についての学内外からの通報を受付ける窓口として、コンプライアンス違反通報窓口を置く。
- 2 コンプライアンス違反通報窓口の運用等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

- 第16条 業務適正確保システムに関する事務は、部局事務部の協力の下、各委任業務の事務を 所掌する事務局各課等において、それぞれ処理する。
- 2 総務部総務課は、前項の事務局各課等の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整を行う。 (雑則)
- 第17条 この規則その他の総長が定める規則等によるもののほか、業務適正確保システムに関し必要な事項は、各適確責任者が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大規則第54号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大規則第66号)

この規則は、令和4年3月25日から施行する。

附 則(令和4年度九大規則第28号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大規則第79号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。